

## 土砂等に含まれる物質に係る基準値と測定方法

物質		基準値	測定方法	
カドミウム		≦ 0.01mg/l	日本工業規格 K0102 55	
全シアン		不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1 の方法を除く)	
有機りん		不検出	昭和 49 環告第 64 号付表 1、日本工業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和 49 環告第 64 号付表 2)	
鉛		≦ 0.01mg/l	日本工業規格 K0102 54	
六価クロム		≦ 0.05mg/L	日本工業規格 K0102 65.2	
ひ素		≦ 0.01mg/L	日本工業規格 K0102 61	
総水銀		≦ 0.0005mg/l	昭和 46 環告第 59 号付表 1	
アルキル水銀		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 2、昭和 49 環告第 64 号付表 3	
PCB		不検出	昭和 46 環告第 59 号付表 3	
ジクロロメタン		≦ 0.02mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
四塩化炭素		≦ 0.002mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,2-ジクロロエタン		≦ 0.004mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン		≦ 0.02mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
シス-1,2-ジクロロエチレン		≦ 0.04mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
1,1,1-トリクロロエタン		≦ 1mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,1,2-トリクロロエタン		≦ 0.006mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
トリクロロエチレン		≦ 0.03mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
テトラクロロエチレン		≦ 0.01mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	
1,3-ジクロロプロペン		≦ 0.002mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1	
チウラム		≦ 0.006mg/l	昭和 46 環告第 59 号付表 4	
シマジン		≦ 0.003mg/l	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1、第 2	
チオベンカルブ		≦ 0.02mg/l	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1、第 2	
ベンゼン		≦ 0.01mg/l	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2	
セレン		≦ 0.01mg/l	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4	
ふっ素		≦ 0.8mg/l	日本工業規格 K0102 34.1、日本工業規格 K0102 34.1c (注(6)第 3 文を除く)、昭和 46 環告第 59 号付表 6	
ほう素		≦ 1mg/l	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4	
農地 (田に限る)	ひ素	< 15mg/kg	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るひ素の量の検定の方法を定める省令 (昭和 50 年総理府令第 31 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条	含有試験
	銅	< 125mg/kg	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令 (昭和 47 年総理府令第 66 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条	

備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号) をいう。

2 「昭和 49 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年環境庁告示第 64 号) をいう。